別表巡視船の項中
「PL PL PL 115104103 わかさ」を「PL PL PL 115104103 あつみ」に改める。
「あつみ　を　のと」
くさかき
ようてい」

附　則

この告示は平成二十七年一月二十三日から施行する。

○環境省告示第百三十四号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第六条第一項の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成十五年四月環境省告示第六十五号）の一部を次のとおり変更したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十六年十二月二十四日

環境大臣　望月　義夫

目次中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

本則（まえがき並びに第2章第3節1及び同節3を除く。）中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

まえがきに標題として「まえがき」を付する。

まえがき中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に「日本環境安全事業株式会社法」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に改める。

第2章第3節1（同節1の表を除く。）中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に「各事業所」を「各ＰＣＢ処理事業所」に「他のＰＣＢ処理事業所」を「他のＰＣＢ処理事業所」に「北九州事業所及び北海道事業所」を「北九州ＰＣＢ処理事業所及び北海道ＰＣＢ処理事業所」に「大阪事業所、豊田事業所及び東京事業所」を「大阪ＰＣＢ処理事業所、豊田ＰＣＢ処理事業所及び東京ＰＣＢ処理事業所」に改める。

第2章第3節1の表北九州の項中「大阪事業所及び豊田事業所」を「大阪ＰＣＢ処理事業所及び豊田ＰＣＢ処理事業所」に、同表東京の項中「北九州事業所及び大阪事業所」を「北九州ＰＣＢ処理事業所及び大阪ＰＣＢ処理事業所」に、同表北海道の項中「東京事業所」を「東京ＰＣＢ処理事業所」に改める。

第2章第3節3中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に「各事業所」を「各ＰＣＢ処理事業所」に改める。

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

十二月二十日安倍内閣総理大臣から、十二月十四日執行の衆議院議員総選挙の結果、北海道選挙区選出議員渡邊孝一外四百七十四名が当選した旨の報告書を受領した。

報告書受領

十一月二十八日内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

又十二月九日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十六年度第二・四半期における予算使用の状況

平成二十六年度第二・四半期における国庫の状況

又十二月十六日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

又同日内閣を経由して日本銀行総裁黒田東彦から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

弔詞

九月二十日元議長土井たか子君が死去されたので、十一月二十五日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに本院議長の要職につかれ常に議会政治の発展に貢献された土井たか子さんの長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

又かつて永年在職議員として表彰された元議員岡田利春君が十月十一日死去されたので、十一月二十六日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに労働委員長　石炭対策特別委員長の要職にあたられた正四位勲一等岡田利春君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

又十一月一日元議長田村元君が死去されたので、十二月四日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに本院議長の要職につかれ　またしばしば国務大臣の重任にあたられ常に議会政治の発展に貢献された従二位勲一等田村元君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

人事異動

法務省

○定年退官

神戸区検察庁副検事前田正義は、検察庁法第二十二条の規定により十二月十九日限り定年退官

外務省

（南アフリカ共和国駐箚）特命全権大使　廣木　重之

兼ねてレソト国駐箚を命ずる

（サウジアラビア国駐箚）同　小寺　次郎

サウジアラビア国駐箚を免ずる（以上十二月十九日）

皇室事項

信任状捧呈式

十二月十九日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在欧州連合代表部代表・特命全権大使ヴィオレル・イステイチョアイア＝ブドゥラの信任状捧呈式を行われた。

十二月十九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ケニア国特命全権大使ソロモン・カランジャ・マイナの信任状捧呈式を行われた。

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月24日

東北地方整備局長　縄田　正

1　処分をした年月日　平成26年12月1日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社青工　下池重義　青森県青森市新田三丁目11番8号　国土交通大臣許可（般―23）第15054号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業、建具工事業、清掃施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年11月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第４００７４号

東京都小平市小川町２―2004―４　レオパレスサンジ206

申立人　本多　恒治

本籍神奈川県藤沢市本町３丁目３番、最後の住所神奈川県藤沢市本町３丁目３番16号、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日平成26年１月９日、出生の場所東京市四谷区、出生年月日昭和５年７月15日、職業無職

被相続人　亡　本多　葉子

事務所横浜市中区本町３―24　本町中央ビル９階

相続財産管理人　弁護士　狩倉　博之

横浜家庭裁判所